

2019（平成31）年2月27日

株式会社サンユウ群馬 御中

適格消費者団体
特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5
TEL048-844-8972/FAX048-
理事長 池本 誠司



申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当会のお問い合わせに対して、平成30年11月20日付け【「お問い合わせ」へのご回答】によって、貴社及び関係会社である株式会社サンユウ様よりご回答を頂き有り難うございました。

貴社からのご回答を踏まえて、当会で検討をした結果、再度下記のとおり、申し入れをさせていただきます。

つきましては、本申入書に対する回答を平成31年3月15日までに書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。なお、本申入書および貴社からの回答の有無・内容等は当会において公表することがあることを念のため申し添えます。

記

1 本件契約条項第6条（不可抗力による損害）について

貴社のご回答によれば、請負契約における危険負担として、（A）その危険は注文者が負担するとの約定、（B）その危険は請負人が負担する旨の約定、（C）注文者・請負人が協議の上、重大なものと認めた場合は、注文者が負担する旨の約定の3パターンが見受けられる中で、本件契約条項第6条は、（C）のパターンに依拠しつつ、【損害の程度が重大であると認められるか否かの判定の煩わしさを回避するため、損害額が請負金額の10分の1を超えた場合を、損害の程度が重大な場合とみなしつつ、且つ、その場合であっても、その危険の全てを注文者に負担させることなく、請負金額の10分の1の範囲内については、注文者の責任を免責させ、注文者の利益を図っている】とのご説明でした。

しかしながら、貴社のご回答でも認めて頂いているとおり、請負契約においては、仕事の完成が請負人の義務であり、仕事が完成していない場合には報酬が発生しないのが原則です。また、仕事が完成しない間に出来高部分ないし搬入された工事材料が滅失・毀損したとしても注文者がその責任を負担することはないはずです。

貴社の説明を前提にしても、本件契約条項は、本来民法上注文者が負担しなくてもよい危険について、一方的に消費者である注文主に転嫁させるものとして、民法と比して消費者の義務を加重する条項となりますし、損害額が10分の1を超えた場合にその超えた全ての金額を注文者に負担させるものですから、消費者の利益を一方的に害するものとして消費者契約法10条に抵触すると考えられます。

したがって、本件契約条項の修正を速やかにご検討頂きますよう申し入れます。

2 本件条項第11条（中止解約権）の(3)について

本件契約条項第11条の(3)については、民法641条に定める注文者による契約の解除権に依拠した約定であるところ、上記条項においては、実費弁償の類の範囲に限定し、注文者の責任軽減に配慮したところであるところのご説明でした。

そうであるとすれば、貴社が違約金として逸失利益を注文主、消費者に請求することはこの条項からはできないということになりますが、実際に、注文主が契約を解除した際に工事代金の30%の違約金請求を受けたとの事例も報告されているところですので、本件条項の意味を貴社及び関係会社に徹底して頂きますようお願い申し上げますとともに、そのような事例において違約金請求をしないようにご指導をお願いしたいと思います。

以上のとおり、申し入れさせていただきますので、ご検討宜しくお願い致します。

以 上

《本件に関する問い合わせ》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
事務局 岩岡、清水

TEL : 048-844-8972 / FAX : 048-829-7444